

令02原機(も)293

令和3年1月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

平成3年5月13日付け3安(原規)第192号をもって認可を受け、参考資料1のとおり変更認可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定を、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第3項に基づき変更する。

主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す(ただし、下線は含まない)。

1. 変更内容

- (1) 高速増殖原型炉もんじゅの保安管理組織の見直しに伴う変更(廃止措置計画課の追加)
 - 1) 別図4「保安管理組織」の廃止措置部長の下に「廃止措置計画課長」を追加(別図4)
 - 2) 廃止措置計画課長の職務の追加(第5条)
 - 3) 廃止措置計画課長の職務追記による職務の見直し(第5条)
- (2) 記載の適正化(第5条)

2. 変更理由

廃止措置第2段階への移行に向けて、施設解体及び廃棄物管理に係る計画の検討の推進を目的として、廃止措置部に廃止措置計画課を新設するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和2年12月7日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和 年 月 日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>日付の修正</p>

改正前	改正後	備考
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p> <p>2 廃止措置推進室及び安全・品質保証室に室長代理を、事業管理部に次長を置くことができる。</p> <p>3 もんじゅに副所長を、廃止措置部及び安全・品質保証部（以下「各部」という。）に次長を置くことができる。</p>	<p>第3章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>別図4 保安管理組織</p>	<p>別図4 保安管理組織</p>	<p>廃止措置計画課長の追加</p>
<p>(職務)</p> <p>第5条 本部及び教賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 本部及び教賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部（監査プロセスを除く。）における第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける第3条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号までの業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p> <p>(13) 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）は、職務の遂行に当たって、各室部課員（廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部員及び調達課員をいう。以下同じ。）を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(14) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第12号までの業務を統括する。</p> <p>(4) 安全・品質保証部長は、第13号から第15号までの業務を統括する。</p> <p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p> <p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ、保守の計画及び管理（安全管理課の所管業務を除く。）、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) 機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(8) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(10) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理（燃料環境課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(12) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(13) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(14) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理（燃料環境課長及び施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部（監査プロセスを除く。）における第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理するとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける第3条5.5.2に定める業務を行う。</p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号までの業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p> <p>(13) 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）は、職務の遂行に当たって、各室部課員（廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部員及び調達課員をいう。以下同じ。）を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(14) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第13号までの業務を統括する。</p> <p>(4) 安全・品質保証部長は、第14号から第16号までの業務を統括する。</p> <p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p> <p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ（<u>廃止措置計画課長の所管業務を除く。</u>）、保守の計画及び管理（<u>安全管理課長の所管業務を除く。</u>）、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) <u>廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) 機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(11) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理（燃料環境課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理（燃料環境課長及び施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>第7号追加による号番号の見直し</p> <p>第7号追加による号番号の見直し</p> <p>廃止措置計画課長の職務追記による職務の見直し 記載の適正化 廃止措置計画課長の職務を追記 第7号追加による号番号の見直し（以下同様）</p> <p>記載の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(15) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 第6号から第11号及び第13号から第16号に規定する職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) 所長、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p>	<p>(16) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 第6号から第12号及び第14号から第17号に規定する職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(19) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(20) 所長、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p>	<p>第7号追加による号番号の見直し</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
制定	・ブランケット燃料の取扱い（運搬、貯蔵等）に伴い制定	平成 3 年 4 月 11 日 3 動燃（安）001	平成 3 年 5 月 13 日 3 安（原規）第 192 号	平成 3 年 5 月 13 日
第 1 次改正	・新燃料（ブランケット及び炉心燃料）の取扱いに伴い変更 ・その他（管理区域の変更、立入制限措置の追加、放射線計測器類の追加）	平成 3 年 10 月 16 日 3 動燃（安）021	平成 3 年 11 月 1 日 3 安（原規）第 473 号	（初装荷用炉心燃料の搬入の日から施行予定であったが、燃料搬入の遅れにより、未施行）
第 2 次改正	・組織改正に伴い変更（総務課長、労務課長から管理課長） ・運転管理専門官の常駐に伴い主任技術者からの報告を追加等	平成 4 年 3 月 16 日 3 動燃（安）041	平成 4 年 3 月 30 日 4 安（原規）第 79 号	平成 4 年 4 月 1 日
第 3 次改正	・組織改正に伴い変更（環境放射能等の測定業務を環境安全課長に移管） ・安全委員会の名称変更等	平成 5 年 3 月 31 日 4 動燃（安）035	平成 5 年 4 月 20 日 5 安（原規）第 66 号	平成 5 年 4 月 20 日
第 4 次改正	・初装荷用炉心燃料の装荷、原子炉運転に伴い変更（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理及び非常時の措置に関する規定の追加）	平成 5 年 9 月 17 日 5 動燃（安）019	平成 5 年 9 月 30 日 5 安（原規）第 272 号	平成 5 年 10 月 13 日
第 5 次改正	・異常発生時における通報連絡を追加	平成 9 年 6 月 30 日 9 動燃（安）021	平成 9 年 7 月 11 日 9 安（原規）第 146 号	平成 9 年 7 月 11 日
第 6 次改正	・事業団法改正に基づく法人名称、組織改正に伴う関連条文及び安全総点検に伴う関連条文の変更	平成 10 年 9 月 16 日 10 動燃（安）027	平成 10 年 9 月 29 日 10 安（原規）第 217 号	平成 10 年 10 月 1 日
第 7 次改正	・保安教育の実施方針、請負会社従業員の教育を規定 ・保安検査制度導入に伴い、保安確保のための担保事項を明確化するとともに、曖昧な表現を具体化、明確化 ・運転制限、運転制限逸脱時の対応時間及び措置を規定 ・品質保証活動について規定	平成 12 年 9 月 29 日 12 サイクル機構（安）023 平成 12 年 12 月 21 日 12 サイクル機構（安）052 で一部補正	平成 12 年 12 月 28 日 12 安（原規）第 174 号	平成 12 年 12 月 28 日
第 8 次改正	・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成 13 年 1 月 6 日付けで施行されたことによる見直し ・誤記等の訂正 ・原子炉等規制法の改正（ICRP Pub. 60 の取入れ）に伴う見直し	平成 13 年 3 月 5 日 12 サイクル機構（安）059 平成 13 年 3 月 26 日 12 サイクル機構（安）067 で一部補正	平成 13 年 3 月 30 日 平成 13・03・05 原第 11 号	平成 13 年 4 月 1 日
第 9 次改正	・雇用形態「開発協力員」の導入に伴う見直し ・改革推進グループの廃止に伴う組織改正による見直し ・崩壊熱及び他の残留熱の除去に関する系統の適用除外事項の追加 ・ICRP Pub90 の取り入れに伴う固体廃棄物貯蔵庫の保管管理方法の見直し ・建設段階における使用前検査対象機器の復旧状態確認の規定の追加 ・その他、記載の明確化等による見直し	平成 15 年 1 月 14 日 14 サイクル機構（安）040	平成 15 年 1 月 24 日 平成 15・01・14 原第 11 号	平成 15 年 2 月 1 日
第 10 次改正	・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成 15 年 10 月 1 日付けで施行されたことによる見直し ・記載の適正化、具体化、明確化による見直し	平成 15 年 12 月 24 日 15 サイクル機構（安）032 平成 16 年 5 月 25 日 16 サイクル機構（安）012 で一部補正	平成 16 年 6 月 7 日 平成 15・12・24 原第 28 号	平成 16 年 6 月 8 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 11 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本原子力研究開発機構設立に伴う変更 ・保安検査等における検討結果に基づく変更 ・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの変更 	平成 17 年 9 月 14 日 17 サイクル機構 (安) 029	平成 17 年 9 月 26 日 平成 17・09・14 原第 8 号	平成 17 年 10 月 1 日
第 12 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント確認試験開始に伴う見直し ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の、平成 17 年 11 月 22 日付け及び平成 19 年 6 月 15 日付け改正に伴う見直し ・JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の改正に伴う見直し ・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの見直し 	平成 19 年 8 月 3 日 19 原機 (も) 210	平成 19 年 8 月 30 日 平成 19・08・03 原第 26 号	平成 19 年 8 月 31 日
第 13 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 19 年 8 月 9 日公布) に伴う見直し ・実用発電用原子炉施設保安規定の審査について (内規) の追加に準ずる見直し ・モニタリングポストの点検頻度の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 19 年 9 月 28 日 19 原機 (も) 315 平成 19 年 11 月 30 日 19 原機 (も) 461 で一部補正 平成 19 年 11 月 30 日 19 原機 (も) 462	平成 19 年 12 月 13 日 平成 19・09・28 原第 10 号	平成 19 年 12 月 14 日
第 14 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント確認試験実施に伴う原子炉の状態の定義の見直し及び照射された燃料の健全性確認の規定の追加 ・品質保証体制の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 20 年 2 月 22 日 19 原機 (も) 650	平成 20 年 6 月 6 日 平成 20・02・22 原第 8 号	平成 20 年 6 月 7 日
第 15 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 20 年 6 月 20 日公布) に伴う見直し ・反応度測定検査における制限項目の追加 ・制御棒が 1 本スタックとなった場合の要求される措置の見直し ・試験使用期間中の特例を規定 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 20 年 7 月 11 日 20 原機 (も) 223	平成 20 年 8 月 22 日 平成 20・07・11 原第 30 号	平成 20 年 8 月 25 日
第 16 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的総括調整機能並びに品質保証及び危機管理機能の強化に関する見直し ・施設定期検査時に実施する検査及び機能の確認等に代わる建設段階での確認方法を規定 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 20 年 9 月 18 日 20 原機 (も) 421	平成 20 年 10 月 1 日 平成 20・09・18 原第 23 号	平成 20 年 10 月 1 日
第 17 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・検査制度の改正に伴う「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を受け、供用期間中の保守管理及び建設段階における保守管理について、保全活動の充実を図る。 	平成 20 年 10 月 31 日 20 原機 (も) 481 平成 20 年 11 月 28 日 20 原機 (も) 545 で一部補正	平成 20 年 12 月 12 日 平成 20・10・31 原第 36 号	平成 21 年 1 月 1 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 18 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・もんじゅにおけるマネージメントの強化に関する見直し ・副所長、次長の明確化 ・保安管理専門委員会の設置 ・不適合管理要領の統合及び品質保証計画関連条項の呼出しの整合化 ・敦賀本部の関与の強化に関する見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 1 月 9 日 20 原機 (も) 637 平成 21 年 2 月 24 日 20 原機 (も) 715 で一部補正	平成 21 年 2 月 26 日 平成 21・01・09 原第 32 号	平成 21 年 2 月 27 日
第 19 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・運転条件の設定時期、制御棒操作手順書の作成時期及び反応度測定検査の確認時期の明確化 ・熱的制限値の最高線出力密度を燃料最高温度に変更 ・原子炉起動前に確認する事項の見直し ・ナトリウムの漏えい監視に係る運転上の制限の見直し ・新燃料、照射済燃料、使用済燃料等の定義の明確化 ・「燃料の取替等」を「炉心構成要素等の取替等」に変更 ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 7 月 24 日 21 原機 (も) 194 平成 21 年 9 月 8 日 21 原機 (も) 304 で一部補正	平成 21 年 9 月 11 日 平成 21・07・24 原第 9 号	平成 21 年 9 月 18 日
第 20 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉起動前、停止後の措置の性能試験期間中の扱いの明確化 ・試験使用期間中の特例の手続きの見直し ・崩壊熱及び他の残留熱の除去に係る系統の適用除外の手続きの見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 21 年 10 月 30 日 21 原機 (も) 396	平成 22 年 1 月 29 日 平成 21・10・30 原第 24 号	平成 22 年 2 月 1 日
第 21 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・JEAC4111 改定等に伴う品質保証の見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 22 年 7 月 16 日 22 原機 (も) 188 平成 22 年 10 月 25 日 22 原機 (も) 493 で一部補正	平成 22 年 11 月 5 日 平成 22・07・21 原第 34 号	平成 22 年 11 月 8 日
第 22 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 23 年 3 月 30 日公布) に伴う見直し ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のうち、運転上の制限の解釈の見直しに準ずる見直し 	平成 23 年 4 月 6 日 23 原機 (も) 007 平成 23 年 4 月 22 日 23 原機 (も) 049 で一部補正	平成 23 年 5 月 6 日 平成 23・04・06 原第 19 号	平成 23 年 5 月 7 日
第 23 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理業務の一元化及び品質保証業務への特化に伴う見直し ・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 23 年 6 月 17 日 23 原機 (も) 163 平成 23 年 9 月 7 日 23 原機 (も) 310 で一部補正	平成 23 年 9 月 27 日 平成 23・06・17 原第 11 号	平成 23 年 10 月 1 日
第 24 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全・保安院指示に基づき、事故由来放射性物質の降下物の影響確認を追加 ・原子力規制委員会設置法施行に伴う見直し 	平成 24 年 11 月 19 日 24 原機 (も) 456 平成 25 年 3 月 12 日 24 原機 (も) 710 で一部補正	平成 25 年 3 月 29 日 原管 P 収第 121119001 号	平成 25 年 4 月 8 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 25 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更 敦賀本部を除く機構の組織改編に伴う見直し モニタリングカーの更新に伴う見直し 記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し 	平成 25 年 10 月 3 日 25 原機 (も) 351 平成 26 年 3 月 19 日 25 原機 (も) 730 で一部補正 平成 26 年 3 月 28 日 25 原機 (も) 749 で一部補正	平成 26 年 4 月 11 日 原規規発第 1404112 号	平成 26 年 4 月 16 日
第 26 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 組織変更に伴う、第 4 条 (保安に関する組織)、第 5 条 (職務) 及びその他組織の変更に伴う関連条文の変更 電源機能等喪失時の体制の整備の所管課長の追加に伴う、第 24 条の 2 (電源機能等喪失時の体制の整備) の変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成 26 年 8 月 4 日 26 原機 (も) 195	平成 26 年 9 月 24 日 原規規発第 1409241 号	平成 26 年 10 月 1 日
第 27 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 27 年 8 月 31 日公布) に伴う、第 89 条 (線量の評価)、第 106 条の 2 (緊急作業従事者の選定)、第 109 条 (非常時対処訓練) 及び第 113 条の 2 (緊急作業従事者の線量管理等) の変更 法人名称の変更に伴う見直し 	平成 28 年 2 月 26 日 27 原機 (も) 568 平成 28 年 3 月 11 日 27 原機 (も) 598 で一部補正	平成 28 年 3 月 31 日 原規規発第 16033129 号	平成 28 年 4 月 1 日
第 28 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 組織改編に伴う変更 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」に基づく変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成 30 年 2 月 9 日 29 原機 (も) 423 平成 30 年 3 月 9 日 29 原機 (も) 471 で一部補正 平成 30 年 3 月 19 日 29 原機 (も) 489 で一部補正	平成 30 年 3 月 28 日 原規規発第 1803269 号	平成 30 年 4 月 1 日
第 29 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の機器レベルでの明確化に伴う変更 設備・機器の保守管理に係る条文の承認プロセス及び責任者の明確化 資機材、標識等の点検及び下部規定との関係に係る変更 事業者自主検査の実施体制の明確化に係る変更 その他、表現の適正化に係る見直し 	平成 30 年 6 月 28 日 30 原機 (も) 133 平成 30 年 8 月 8 日 30 原機 (も) 151 で一部補正	平成 30 年 9 月 13 日 原規規発第 1809133 号	平成 30 年 9 月 25 日
第 30 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取出し操作訓練のために必要となる中性子しゃへい体を追記【第 13 条、第 67 条の 6】 今後、缶詰処理を行わないため、缶詰処理に関する記載を削除【第 71 条の 2】 缶詰缶に収納しないブランケット燃料集合体を予備ラックに収納できるように燃料池の配置図を変更【別図 71 の 2-1】 	令和元年 5 月 31 日 令 01 原機 (も) 041	令和元年 7 月 1 日 原規規発第 1907016 号	令和元年 7 月 16 日
第 31 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 維持期間終了後の事業者自主検査の扱いの明確化【第 103 条の 3】 炉心構成要素の性能維持の管理の明確化【第 103 条、第 73 条の 2 (新規)】 その他、記載の適正化【第 1 条、別図 3-2、別表 3-2、第 14 条、別表 25-2、別表 103 等】 	令和元年 11 月 13 日 令 01 原機 (も) 215	令和元年 12 月 13 日 原規規発第 1912136 号	令和元年 12 月 23 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 32 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 燃料体の地震時に対する構造健全性を確認した模擬燃料体等の装荷位置に、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を装荷することを確認する旨の追記【第 71 条】 模擬炉心構成要素又は固定吸収体装荷位置を示す図の追加【別図 71-1 (新規)】 	令和元年 7 月 22 日 令 01 原機 (も) 093 令和元年 11 月 13 日 令 01 原機 (も) 214 で一部補正	令和 2 年 5 月 29 日 原規規発第 2005295 号	令和 2 年 6 月 12 日
第 33 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第 3 条等) 「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第 1912257 号-2 原子力規制委員会決定)」の内容反映に関する追記(第 3 条) 廃止措置管理に係る変更 (第 10 条及び第 67 条の 5) 管理区域を恒久的に解除とする場合の措置の明確化 (第 81 条) 異常発生における退避対象者の明確化 (第 111 条) その他記載の適正化 	令和 2 年 5 月 11 日 令 02 原機 (も) 048 令和 2 年 8 月 31 日 令 02 原機 (も) 198 で一部補正	令和 2 年 11 月 20 日 原規規発第 2011206 号	令和 2 年 12 月 7 日